

第1回定例総会議事録

1. 日 時 令和6年4月10日（水）午後2時30分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 大会議室

3. 出席委員

14名

1番 朝来野 清      2番 大野 功二      3番 平山 孝行  
4番 齊藤 耕一      5番 秋吉 和行      6番 齊木 清範  
7番 長尾 栄作      8番 脇 文夫      9番 筒井 昌一  
10番 釘宮 修一      11番 堀 誠      12番 森崎 智徳  
13番 黒木 緑子      14番 村上 枝里

4. 欠席委員

0名

なし

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第1回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

(あいさつ)

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第1回定例総会を開会いたします。

本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。

次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に2番の大野委員さん、8番の脇委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から西へ約500mの距離に位置した農地であり、現地はタマネギが栽培され、全体的に保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、田植機、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ1ページ 2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の3筆は植田小学校から南西へ約650m、1筆は南東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地の1筆は保全管理されており、2筆はウメ、カキ、ミカンが栽培され、1筆は耕起されていました。譲受人の経</p>

<p>議長</p>	<p>営状況・営農計画です。譲受人は、申請地の3筆においてミカン、クリを、1筆においてダイコン、タマネギを栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機を各4台、コンバイン、田植機、軽トラックを各2台、1tトラックを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分と合わせて約7.3ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2ページ 1番について大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>13番黒木委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から北へ約1km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、乗用草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は3条同時申請分を差し引いて約77a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ次の2番は、関連する非農地証明願の審議を先に行います。21ページ 6号議案 非農地証明願 1番について、事務局から報告してく</p>

事務局	<p>ださい。</p> <p>21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1964年頃から法面として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から北東へ約850mの距離に位置した農地であり、現地は法面として利用されており、急傾斜で面積が矮小であることから、農地として復元しても利用できないと見込まれます。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、21ページ 1番について採決します。</p> <p>21ページ 1番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、21ページ 1番は非農地決定します。</p> <p>では、戻りまして2ページ 2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
13番黒木委員	<p>2ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から北へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は一部にタマネギが栽培され、その他は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてクリ、ユズを栽培予定です。農機具は草刈機を3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は3条同時申請分を差し引いて約</p>

事務局	<p>1.1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>1番と2番は交換の案件になります。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3ページ 3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターから南東へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてダイコン、ブロッコリー、ジャガイモを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約4aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p>

議長	<p>申請地は、大分市葬斎場から西へ約550mの距離に位置した農地であり、現地はカキ、ウメ、カボス、柑橘、ビワ、クリが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカキ、ウメ、カボス、柑橘、ビワ、クリを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、散布機を2台、トラクター、軽トラックを各1台所有しており、耕うん機を1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約89aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番平山委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 幸崎駅から南へ約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、運搬クローラーを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約49aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分東高等学校から南東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は小麦が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻、麦を栽培予定です。農機具はトラクターを3台、コンバインを2台、田植機を3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約30aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ5ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ広場から西へ約1.8kmの距離に位置した農地であり、現地は一部に農業用倉庫があり、ダイコン、タマネギ、ネギが栽培されており、その他は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてスイカ、ナス、ピーマンなどの露地野菜を栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約6aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南東へ約730mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人は申請地においてキャベツ、ダイコンを栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機を各1台所有しており、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.3ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、6ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から南東へ約250mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、JR 豊後国分駅からおおむね500m以内の農地であるため、第2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>



議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、7ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください</p>
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、高田小学校から南西へ約600mから約3kmの範囲に点在する農地であり、現地の2筆は耕起、その他は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地において小麦を栽培予定です。農機具はトラクターを2台、軽トラックを1台所有しており、コンバイン、2tトラックを2台借用予定です。なお、利用権設定後の経営面積は約1.8haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ、8ページ、9ページは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。
事務局	<p>8ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在と同内容での再設定となします。</p> <p>次に9ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも現在と同内容での再設定となります。</p> <p>それぞれ地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、10ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南へ約170mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機を各4台、田植機、コンバイン、軽トラック</p>

議長	<p>を各2台、1tトラックを1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は3条同時申請分と合わせて約7.3ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番協委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から北西へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてモリンガを栽培予定です。農機具はトラクター、畝立て機、自走式草刈機を各1台借用しています。なお、利用権設定後の経営面積は約36a となります。モリンガは、2 mほどの高さになり、葉と種を薬草として利用するそうです。ビタミンが豊富で、今後は量産が見込める品目になるとのことです。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ11ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番協委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告</p>

<p>議長</p>	<p>です。申請地は、歴史資料館から北西へ約700mから約2kmの範囲に点在する農地であり、現地の5筆は果樹が栽培され、1筆は保全管理、その他は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農の法人で、申請地において露地野菜、露地果樹を栽培予定です。農機具はトラクター、自走式草刈機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約77a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ12ページ 1番について、まず関連する38ページ 1番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>関連する38ページを先に説明します。双方合意による解約の通知が出ており、借受人の体調が悪く耕作が難しいとの理由で全7筆が解約となりました。そのうちの1筆が12ページ1番の筆で、新たな借受人が先月利用権設定をした農地の隣接地になります。</p>
<p>3番平山委員</p>	<p>残りの6筆はどうなるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の耕作者は、まだ決まっていないとのこと。</p>
<p>議長</p>	<p>では12ページ1番について、鶴崎地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>9番筒井委員</p>	<p>12ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。申請地は、松岡小学校から北西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。利用権設定を受ける者の経</p>

議長	<p>営状況・営農計画です。借受人は申請地において、甘ネギを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、軽トラックを2台、トラクター、耕うん機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約57a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の13ページは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。使用貸借権3年間から1年短縮した2年間での再設定となっています。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、14ページ 第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。事</p>

事務局	<p>事務局からお願いします。</p> <p>14ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、竹ノ内・本町地区に位置した農地であり、現地は麦が栽培されていました。貸借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約15.7ha となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下宗方地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。貸借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に多肉植物を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は中間管理事業（配分権）同時申請分と合わせて約81a となります。</p> <p>15ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地の1筆の一部は保全管理され、その他はハウスが設置されていました。貸借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にモヤシ、小大豆モヤシ、サツマイモを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約3.5ha となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地の1筆は一部にネギ、ホウレンソウが栽培され、その他は耕起されていました。貸借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約10ha となります。</p>
議長	<p>次の16ページ 3番は長尾委員さんが代表を務める法人の案件ですので、長尾委員さんは一旦、退室をお願いします。</p>

	<p>(長尾委員退室)</p>
議長	では、事務局から説明してください。
事務局	<p>16ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、ピーマン、サツマイモを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約4.4ha となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、16ページ 3番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、16ページ 3番は承認することとします。</p> <p>では、長尾委員さんは入室をお願いします。</p>
	<p>(長尾委員入室)</p>
議長	それでは、引き続き事務局から報告してください。

事務局	<p>まず関連する37ページをご覧ください。中間管理機構と耕作者との解約の通知がでています。17ページ 1番は、この解約した2筆を新しい耕作者と配分権を設定する内容です。</p> <p>17ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下宗方地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。貸借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。中間管理事業で集積済農地の配分先の変更です。配分先は主に多肉植物を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は中間管理事業同時申請分と合わせて約81a となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した16ページ 3番を除く、4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、18ページ 第5号議案 農地基本台帳登載願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。申請地は、立丹生小学校から北西に約450mの距離に位置した農地であり、現地は水田として利用されていました。当該地は、昭和58年に農地法第5条転用届出により取得しましたが、転用することなく田として利用してきており、現在</p>



議長	<p>に至っています。今回、改めて農地台帳に登載したいということで申請になりました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は承認します。</p> <p>次に、19ページ 第6号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>19ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は2018年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所から北東へ約2.3kmの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1980年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから南西へ約940mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>3番です。申請地は、賀来中学校から西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は農業用倉庫、農業用駐車場用地として利用されていました。</p> <p>20ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで</p>

す。申請内容は1943年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から南東へ約360mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は2016年頃から農業用倉庫として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南西へ約560mの距離に位置した農地であり、現地は農業用倉庫として利用されていました。

21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は、1964年頃から法面として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から北東へ約850mの距離に位置した農地であり、現地は法面として利用されており、急傾斜で面積が矮小であることから、農地として復元しても利用できないと見込まれます。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容です。1989年頃から公衆用道路として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、竹中小学校から北東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は公衆用道路として利用されていました。

22ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は2011年頃から耕作放棄により原野化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市小学校から東へ約2.1kmの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1979年後頃から進入路として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から南西へ約150mの距離に位置した農地であり、現地は進入路として利用されていました。

3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容の1筆は、1990年頃から耕作放棄により原野化しており、3筆は1990年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと。現地調査報告です。申請地の1筆は、佐賀関中学校から南西へ約2.7km、その他は南へ約5.5kmの範囲に点在した農地であり、現地は原野化、山林化していま

議長	<p>した。</p> <p>23ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1981年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、24ページ 第7号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>被相続人がお亡くなりになり、相続した次男の方から、相続した農地について納税猶予の適格者であることの証明願がでています。それぞれ農地への進入路、ニンニク、ネギの栽培、また水田として管理されていました。相続した農地はこの7筆以外に3筆あり、現地調査しましたが農地として活用されていないことが分かり、証明から削除しています。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、納税猶予の特例措置について適格者であることの証明は相当であるとの意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第7号議案について採決します。</p> <p>第7号議案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第7号議案は証明の発行を承認します。</p> <p>次は、25ページからの 第8号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>25ページから28ページです。農地法第3条の3届出で、相続による所有権移転、また農地法第3条賃貸借権を相続したという届出が合計で7件出ています。</p> <p>次に29ページから32ページです。農地法第4条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において、所有者自身が転用する届出が合計で9件出ています。</p> <p>次に33ページから35ページです。農地法第5条第1項第6号届出で、市街化区域内農地において、所有権移転を伴う転用の届出が合計で27件出ています。</p> <p>次に36ページです。農地法第5条第1項第6号届出の一時転用で、賃貸借権による一時転用の届出です。一時的に資材置場として利用しますが、その後は農業利用するという内容の届出が1件出ています。</p> <p>37ページ、38ページです。農地法第18条第6項通知で、中間管理事業の配分権、利用権、3条賃貸借権の双方合意による解約の通知が合計で3件出ています。</p> <p>最後は39ページです。農地について条件付権利の仮登記についてで、法務局より仮登記が設定されたという通知が合計で4件、11筆出ていま</p>

	<p>す。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
議長	<p>なければ、その他、何かありませんか。</p>
5番秋吉委員	<p>今後、貸借は基盤強化法から農地中間管理機構法に移行することになると思いますが、基盤法の案件は農業委員、推進委員が現地調査を行いますので現地確認ができますが、機構法は農政課の職員が現地調査を行い、情報提供のみいただいている状況で、来年機構法に移行した後は現地確認がなくなります。担当地域の農地の貸借を把握することも農業委員の活動のひとつかと思しますので、機構法に移行後は資料等の情報提供のみではなく、できる限り現地調査で現地確認ができるよう農政課と話しあっていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>地区審議会でも同様の意見をいただいています。</p> <p>現在、事務局としても農政課と協議をしているところですが、現地確認が審議する際の判断基準のひとつであり、事務局としても現地調査は行うべきではないかと考えています。</p> <p>今後、移行までの期間に農業委員さん方のご意見もいただきながら、農政課とも協議していこうと思っています。</p> <p>また方向性が決まりましたら、議題として挙げさせていただきます。</p>

7番長尾委員	<p>決まりみたいなものはないのですか。</p> <p>農業委員会で決めてもいいのですか。</p>
事務局	<p>改正前の機構法では、事業については機構が行い、事務については農政課が委任されており、機構は関係機関に意見を聞くことができるとなっています。必ずしも意見を聞くということではありませんが、農政課として農業委員会の意見を尊重するというのでこれまで議案にあげております。</p> <p>しかしながら改正後は、「農業委員会の意見を聞く」となっており、事務局が委員の皆さんの意見をまとめ、農政課に報告することになります。現地を見ずに意見等を出し合うことは難しいと思いますので、今後は法改正を踏まえたうえで、現地調査に加え、権利を結ぶことになった経緯等の委員さんへの情報提供の仕方、意見の出し方、農政課への報告の仕方を農政課と協議していこうと考えています。</p>
議長	<p>事務局から説明がありましたが、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>その他、何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p> <p>これで第1回定例総会を閉会します。</p>